

次に、教員の負担軽減についてお伺いします。

近年、小中学校教員の業務の多忙化による長時間勤務が課題となっています。教員が、本来の業務である授業や児童生徒への指導に十分な時間を確保できる環境づくりが求められています。

そこで、お伺いします。

校務のデジタル化や支援システムの活用など、業務の効率化に向けた取組状況はどのようなのですか。

文部科学省は、昨年の6月に成立した改正教員給与特別措置法を踏まえ、教員の働き方改革を促す指針を改正いたしました。全国のエducation委員会に対し、学校や教員の業務分担の見直しなどを進める計画策定が求められています。教員の働き方改革について今後どのような具体策を講じていきますか、お伺いします。

また、教員の業務負担増の一因に、各種費用の滞納分に対する徴収業務があるようです。平成31年1月の中央教育審議会答申には、未納金の督促なども含めた学校徴収金の徴収、管理について基本的には学校、教師の本来的な業務ではなく、学校以外が担うべき業務であり、地方公共団体が担っていくべきである。仮に学校が担わざるを得ない場合であっても、地域や学校の実情に応じて、事務職員等に業務移譲すべきであり、教師の業務とすることは適切ではないとされているとともに、特に学校給食費については、公会計化及び地方公共団体による徴収を基本とすべきとされています。

現在、本市におきましては、児童手当等受給者が学校給食費、保育料等を滞納している場合、それらの費用の支払いに児童手当等を充てる申出をすることにより、児童手当などから引き去ることができる制度があるようですが、小学校の教材費などの学校徴収金についても利用できる制度でしょうか。

また、この制度は、費用の滞納者が申し出ることによって適用できる制度のようですが、滞納者がこの制度を利用している割合は、どのような状況ですか。

また、利用が少ない場合の利用促進について図られることはありますか、お伺いします。

○議長（藤田誠一） 答弁を求めます。長井教育長。

○教育長（長井俊朗）（登壇） 教員の負担軽減についてお答えいたします。

まず、校務のデジタル化等による業務の効率化に向けた取組状況についてでございます。

昨年度、児童生徒に貸与するタブレット端末、電子黒板、Wi-Fi等のネットワーク機器や教育支援ソフト、デジタルドリルなど小中学校のICT環境を更新いたしました。また、これに併せて、教職員用パソコン、プリンター複合機、校務支援システムも更新し、新たに導入したグループウェアの附帯機能を利用することで、アンケートの作成、配布、集計などの作業時間の大幅な短縮につながっているほか、データベース化した児童生徒の情報を基に、通知表や出席簿、指導要録等の作成が一元的に進められ、業務の効率化のほか、クラス担任だけに業務が偏ることなく、作業分担も容易にできるように改善しております。さらに、えひめICT学習支援システムEILSを定期テスト等で積極的に活用することにより、教職員は採点業務か

ら解放され、その時間を分析と対策に充てることができ、大いに負担軽減につながっております。

次に、教職員の働き方改革に向けた具体策についてでございます。

本市におきましては、令和８年４月に、文部科学省告示を受けて、新居浜市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を策定いたしました。実施計画では、教育の質の向上と教育職員一人一人が心身ともに健康で働き続けられる職場環境の実現を目指し、学校、市教育委員会が一体となって働き方改革を推進することを目的としております。業務量管理、健康を確保するための措置として、学校で対応すべき業務とそれ以外の業務を精査するとともに、負担軽減を促進すべき授業準備や成績処理の業務について、先ほども申し上げましたとおり、ＩＣＴ等を活用して、業務負担の軽減を図ることとしております。

今後におきましても、シェアリーダーシップを展開し、学校全体で業務を分担、共有するチーム学校の体制を強化するとともに、校務パソコンの掲示板、チャット等を活用して事務連絡を効率化し、また会議のペーパーレス化等によって捻出した時間を生徒との対話に充て、教職員が働きがいをも再発見することにより、持続可能な学校運営を実現してまいります。

○議長（藤田誠一） 竹林教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（竹林栄一）

（登壇） 教材費、学校給食費等の児童手当からの引き去りについてお答えいたします。

まず、児童手当からの充当につきましては、保護者からの申出がある場合に限り、学校給食費のほか、教材費等の学校教育に伴う必要な費用についても差し引いて納付に充てることが可能となっております。

次に、学校給食費未納者に対する児童手当からの充当の割合については、本市では、児童手当の支給月ごとに学校へ未納状況の個別確認を行い、その都度必要額を充当していることから、未納者に占める割合は把握しておりませんが、令和７年度に充当した延べ件数は８２件でございます。

なお、制度の利用促進に向けては、小学校入学時に全ての保護者に制度の趣旨を説明し、現在約８割の方から申出をいただいている状況でございます。

引き続き、制度の周知を行い、御理解いただけるよう取り組んでまいります。

○議長（藤田誠一） 黒田真徳議員。

○１２番（黒田真徳）（登壇） ありがとうございます。政府は、これまで教員の働き方改革は、子供と向き合う時間を確保するためと言ってきましたが、もちろん子供のための取組は大切だが、働き方改革で教員が子供から離れる時間を確保することも大切との考え方もあるようです。休養を取ったり、自己研さんに励む時間を確保することで、余裕を持って子供と関わるができるようになるというものです。教員の負担軽減が、よりよい教育につながると考えますことから、引き続きの取組をよろしくお願いいたします。